



* 0037725000 *

0037725-000

328.366-N6844r

労働基準法施行規則

高島屋出版部

1947

AGF

32

N

労働基準法施行規則

労働文庫特集號

株式會社 高島屋出版部

32

N

328.366
N6849h
(366.1)



541917

政令 第七十號
厚生省令 第二十三號

労働基準法一部施行の件
労働基準法施行規則様式付き

發行所 高島屋出版部

(政令第七十號)

労働基準法一部施行の件

労働基準法中左に掲げる規定は昭和二十二年九月一日からこれを施行しその他の規定の施行期日は同年十一月一日までの間において別に政令でこれを定める。

一 第一條乃至第四十一條、第六十條、第六十一條、第六十四條乃至第六十六條、第七十五條乃至第九十四條、第九十七條、乃至第二百五條、第六六條第一項及び第七七條乃至第二百一十一條の規定

二 第二百二十三條中工場法(前號に掲げる規定に抵触する規定に限る)労働者災害補助法(第五條の規定を除く)及び商店法(前號に掲げる規定に抵触する規定に限る)に關する規定、第二十四條中鑛工法第七十五條乃至第七十八條、第八十條乃至第八十條の四及び第九十七條第三號に關する規定、第二百五條(鑛工法第二十三條第一項中鑛工法第七十九條を適用する部分を除く)第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條第二項、第二百二十九條並びに第三百三條の規定

労働基準法施行規則

- 第一條 労働基準法（以下法という）第八條第十七號の事業又は事務所は、次に掲げるものとする。
- 一 辯護士、辯理士、計理士、税務代理士、公證人、執行吏、司法書士、代書、代願及び獣醫師の事業
 - 二 派出婦會、速記士會、筆耕者會その他派出の事業
 - 三 法第八條第一號乃至第十五號の事業の該當しない法人又は団体の事業又は事務所
- 第二條 法第十二條第五項の規定による賃金の總額に算入すべきものの範圍は法第二十四條第一項但書の規定による労働協約の別段の定に基いて支拂われる通貨以外のものとする。
- 前項の場合における評價額はこれを労働協約においてあわせ定めなければならない。
- 前項により定められた評價額を不適當と認められた場合においては、都道府縣労働基準局長は、これに代るべきものを定めることができる。
- 第三條 試の使用期間中に平均賃金を算定すべき事由が発生した場合においては、法第十二條第三項の規定にかかわらず、その期間中の日數及びその期間中の賃金は、同條第一項及び第二項の期間並びに賃金の總額に算入する。
- 第四條 法第十二條第三項第一號乃至第三號の期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以

前三箇月以上にわたる場合又は雇ひ入れの日に平均賃金を算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府縣労働基準局長の定めるところによる。

第五條 使用者は、法第十五條第一項の規定に基いて、次の事項について労働条件を明示しなければならない。

- 一 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
 - 二 法第八十九條第一項第一號乃至第九號に規定する事項
 - 三 事業の附屬寄宿舎に勤務者を寄宿させる場合においては、寄宿舎規則に定める事項
- 第六條 使用者は、法第十八條第二項の規定に基いて、労働者の貯蓄金を管理しようとする場合には、様式第一號によつて所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。
- 第七條 使用者は、法第十九條第一項但書後段又は法第二十條第一項但書前段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第二號、法第二十條第一項但書後段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長の認定を受けなければならない。

第八條 法第二十四條第二項但書の規定による臨時に支拂われる賃金、賞與に準ずるものは次に掲げるものとする。

- 一 一箇月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手當
- 二 一箇月を超える一定期間の繼續勤務に對して支給される勤続手當
- 三 一箇月を超える期間にわたる事由により算定される獎勵加給又は能率手當

第九條 法第二十五條の規定による使用者が賃金を支拂うべき場合は、同條に規定する場合の外、

次に掲げるものとする。

一 婚禮又は葬儀の場合

二 やむを得ない事由によつて、一週間以上にわたる歸郷をする場合

第十條 使用者の責に歸すべき事由による休業期間中に労働者が賃金の一部を受けた場合は、使用者は、法第二十六條の規定によつて當該労働者にその平均賃金とその部分との差額の百分の六十以上の手當を支拂わなければならない。

第十一條 法第三十一條第一號の認定は、様式第四號、同條第三號の許可は様式第五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第十二條 常時十人に満たない労働者を使用する使用者が法第三十二條第二の規定による定をした場合には、その定を所轄労働基準監督署長に届け出るとともに、法第六條の規定に準じて、これを労働者に周知させなければならない。

第十三條 使用者は、法第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は延長した場合には、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受け又は之に届け出なければならない。

第十四條 法第三十三條第二項の規定による命令は、様式第七號による文書で所轄労働基準監督署長が行う。

第十五條 法第三十四條第二項但書の規定による許可は、様式第八號によつて所轄労働基準監督署

長より、これを受けなければならない。

第十六條 使用者は、法第三十六條の協定をする場合には、時間外又は休日の労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者の數並びに延長すべき時間又は労働させるべき休日について、協定しなければならない。

前項の協定は、三箇月を超えてこれを定めてはならない。

第十七條 前項の規定による協定は、様式第九號によつて、これを所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第十八條 法第三十六條但書の規定による労働時間の延長が二時間を超えてはならない業務は、次のものとする。

- 一 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラヂウム放射線、エックス線其の他の有害放射線に曝される業務
- 四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著るしく飛散する場所における業務
- 五 異常気壓下における業務
- 六 さく岩機、鋳打機等の使用によつて身体に著るしい振動を與へる業務
- 七 重量物の取扱等重激なる業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黃磷、弗素、鹽素、鹽酸、硝酸、亞硫酸、硫酸、二硫化炭素、

炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又は瓦斯を發散する場所における業務

十 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

第十九條 法第三十七條第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各號の金額に法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間數若しくは休日の労働時間數又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認めたる場合には、その定める地域又は期間によつて午後十一時から午前六時）までの労働時間數を乗じた金額とする。

一 時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間數で除した金額、但し日によつて所定労働時間數が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間數で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週に於ける所定労働時間數で除した金額、但し週によつて所定労働時間數が異なる場合には、四週間に於ける一週平均所定労働時間數で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、其の金額を月に於ける所定労働時間數で除した金額、但し、月によつて所定労働時間數が異なる場合には一年に於ける一月平均所定労働時間數で除した金額

五月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各號に準じて算定した金額

六 出來高拂制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）に於て出來高拂制その他の請負制によつて計算された賃金の總額を當該賃金算定期間に於ける、總労働時間數で除した金額

七 労働者の受ける賃金が前各號の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各號によつてそれぞれ算定した金額の合計額

● 休日手当その他前項各號に含まれない賃金は、前項の計算に於いては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

第二十條 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間又は休日の労働時間が午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間によつては午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者にはその時間の労働については、前條各號の金額にその労働時間數を乗じた金額の五割以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

第二十一條 法第三十七條第二項の規定によつて、家族手当及び通勤手当の外、次に掲げる賃金は、同條第一項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 女子教育手当
- 三 臨時に支拂われる賃金
- 四 一箇月を超える期間毎に支拂われる賃金

第二十二條 労働者が出張その他事業場で労働する場合で、労働時間を算定し難い場合には、通常の労働時間労働したものと見なす。但し、使用者が豫め別段の指示をした場合は、この限りでない。

第二十三條 使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二條の規定にかかわらず使用することが出来る。

第二十四條 使用者が一團として入坑及び出坑する労働者に關し、その入坑開始から入坑終了迄の時間について様式第十一號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、法第三十八條第二項の規定の適用については、入坑終了から出坑終了までの時間を、その團に屬する労働者の労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、法第三十九條の規定による年次有給休暇について、繼續一年間の期間満了後、直に労働者が請求すべき時季を聽かなければならない。但し、使用者は、期間満了前においても、年次有給休暇を與えることが出来る。

法第三十九條第三項の規定による平均賃金は、有給休暇を與へる前に、又は與へた直後の賃金支拂日に支拂わなければならない。

第二十六條 使用者は、法第八條第四號の事業に従事する労働者で、特殊日勤又は一晝夜交替の勤務に就く者に就いては、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ又は四週間の平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定めをした場合に

は法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることが出来る。

前項の規定によつて一晝夜交替の勤務に就く者については、夜間繼續四時間以上の睡眠時間を與えなければならない。

第一項の特殊日勤の勤務に就く者を使用する使用者は、その員數及び勤務の態様について、様式第十二號によつて予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第二十七條 使用者は、法第八條第八號（常時十人以上の労働者を使用する販賣の事業を除く。）

第十號（映畫の製作の事業を除く。）第十三號及び第十四號の事業にあつては、法第三十二條の労働時間にかかわらず一日について九時間、一週間について五十四時間まで労働させることが出来る。

使用者は、法第八條第十三號の事業にあつては、四週間を平均して一日の労働時間が九時間、一週間の労働時間が五十四時間を超えない定をした場合には、前項の規定にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

第二十八條 使用者は、法第八條十一號の事業に従事する労働者で屋内勤務者三十人未満の郵便局において、郵便、電信又は電話の業務に従事する者については、四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

第二十九條 使用者は、警察官吏、消防官吏、又は常備消防職員については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ、又は四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間

の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の規定にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

第三十條 第二十六條、第二十八條及び第二十九條の規定の適用を受ける女子については、法第三十六條の規定は適用しない。

第三十一條 法第八條第四號、第八號、第九號、第十號、第十一號、第十三號、第十四號及び第十六號の事業については、法第三十四條第二項の規定は、これを適用しない。

第三十二條 使用者は、第二十八條に掲げる者及び法第八條第四號の事業又は郵便の事業に従事する労働者で、長距離輸送の列車又は船舶に乗務する車掌、荷扱手その他これに準ずる者については、その員數及勤務の態様について、様式第十三號によつて所轄労働規準監督署長の許可を受けた場合には、休憩時間を與えないことが出来る。

第三十三條 警察官吏、消防官吏、常備消防職員、監獄官吏及び矯正院教官については、法第三十四條第三項の規定は、これを適用しない。

第三十四條 法第四十一條第三號の規定による許可は、従事する労働の態様及び員數について、様式第十四號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第三十五條 法第七十五條第二項の規定により業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 負傷に起因する疾病
- 二 重激なる業務に因る筋肉、腱、關節の疾病並びに内臓脱
- 三 高熱、刺激性の瓦斯若しくは蒸氣、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患

四 ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線による疾病

五 暑熱な場所に於ける業務に因る日射病及び熱射病

六 暑熱な場所における業務又は高熱物體を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物體を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷

七 粉塵を飛散する場所における業務に因る塵肺症及びこれに伴う肺結核

八 地下作業に因る眼球震盪症

九 異常氣壓下における業務に因る潜函病その他の疾病

十 製紙又は紡織等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎

十一 さく岩機、鉄打機等の使用により身體に著しい振動を與える業務に因る神経炎その他の疾病

十二 強烈な騒音を發する場所における業務に因る耳の疾患

十三 電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙

十四 鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその續發症

十五 水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその續發症

十六 マンガン又はその化合物に因る中毒及びその續發症

十七 クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病

十八 亜鉛その他の金屬蒸氣に因る金屬熱

十九 砒素又はその化合物に因る中毒及びその續發症

- 二十 磷又はその化合物に因る中毒及びその續發症
- 二十一 硝氣又は亞硫酸瓦斯に因る中毒及びその續發症
- 二十二 硫化水素に因る中毒及びその續發症
- 二十三 二硫化炭素に因る中毒及びその續發症
- 二十四 一酸化炭素に因る中毒及びその續發症其他の疾病
- 二十五 靑酸その他のシアン化合物に因る中毒及びその續發症其他の疾病
- 二十六 鏷酸、苛性アルカリ、鹽素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺戟性のものに因る腐蝕、潰瘍及び炎症
- 二十七 ベンゼン又はその同族體並びにニトロ及びアミノ誘導體に因る中毒並びにその續發症
- 二十八 アセトン又はその他の溶劑に因る中毒並びにその續發症其他の疾病
- 二十九 前二號以外の脂肪族又は芳蕃族の炭化水素化合物に因る中毒及其續發症其他の疾病
- 三十 煤煙、礦物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、濕疹その他の皮膚疾患
- 三十一 煤煙、タール、ピッチ、アスフワルト、礦物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原發性上皮癌
- 三十二 第十四號乃至第三十一號に掲げるもの以外の毒性、劇性その他有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び結膜の疾患
- 三十三 患者の檢診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の恐れある業務に因る各種傳染性疾患

疾患

- 三十四 濕潤地における業務に因るワイル氏病
- 三十五 屋外労働に起因する恙虫病
- 三十六 動物又はその屍體、獸毛、革その他動物性の物及び、ぼろその他の古物取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
- 三十七 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病
- 三十八 その他業務に起因することの明かな疾病
- 第三十六條 法第七十五條第二項の規定による療養の範圍は、次に掲げるものにして、療養上相當と認められるものとする。

一 診察

- 二 藥劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

第三十七條 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附屬建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遲滞なく醫師に診斷させなければならぬ。

第三十八條 法第七十六條の規定によつて休業補償を受けるべき期間内にその補償を受けるべき者

が、使用者より賃金の一部を支拂われる場合には、使用者は、平均賃金とその部分の差額の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

第三十九條 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。

第四十條 障害補償を行ふべき身體障害の等級は、別表第一による。

別表第一に掲げる身體障害が二以上ある場合は、重い身體障害の該當する等級による。次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。

但しその障害補償の金額は、各々の身體障害の該當する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

- 一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 一級
- 二 第八級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 二級
- 三 第五級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 三級

別表第一に掲げるもの以外の身體障害がある者については、その障害程度に應じ別表第一に掲げる身體障害に準じて、障害補償を行わなければならない。

既に身體障害がある者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該當する障害補償の金額より、既にあつた障害の該當する障害補償の金額を差引いた金額の障害補償を行わなければならない。

第四十一條 使用者は、法第七十八條の規定による重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、様式第十五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

ない。

第四十二條 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事實上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていたものとし、その順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にして實父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして實父母を後にする。

第四十三條 前項の規定に該當する者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前項の規定に該當する者がいない場合には、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前條の規定に該當しない者とし、その順位は前段に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、労働者が、遺言又は使用者に對してした豫告で、これらの者の中の特定の者を指定した場合には、これに従う。

第四十四條 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人數によつて等分するものとする。

第四十五條 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、遺族補償を受ける権利を失う。前項の場合には、使用者は、前三條の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を

行わなければならない。

第四十六條 使用者は、法第八十二條の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合は、別表第二によつて残余の補償金額を一時に收拂うことが出来る。

第四十七條 傷害補償は、労働者の負傷又は疾病がなかつた後遅滞なくこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後、遅滞なくこれを行い又は支拂わなければならない。

分割補償は、第一回の補償を行つた月より起算して毎年當月に、これを行わなければならない。

第四十八條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故發生の月又は診断によつて疾病の發生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の發生した日とする。

第四十九條 使用者は、法第八十九條の規定に該當するに至つた場合には、就業規則を作成し、様式第十六號によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第五十條 法第九十二條第二項の規定による就業規則の変更命令は、様式第十七號による文書で所轄労働基準監督署長が行う。

第五十一條 労働基準監督の位置、名稱及び管轄區域は、別表第三に定めるところによる。

第五十二條 法第一百一條第四項の規定によつて、労働基準監督官の提帶すべき證票は、様式第十八號に定めるところによる。

第五十三條 労働者名簿には様式第十九號によつて、法第一百七條第一項に規定する條項の外、次の事項を記入しなければならない。

- 一 性別
 - 二 本籍及び住所
 - 三 従事する業務の種類
 - 四 雇入又は雇入更新の年月日、契約期間の定めあるものは、その期間、その他雇入に關する重要な事項
 - 五 解雇又は退職の年月日、その事由、その他解雇又は退職に關する重要な事項
 - 六 死亡の年月日及びその原因
- 第五十四條 使用者は、法第八十八條の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金臺帳に記入しなければならない。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 生年月日
- 四 雇入年月日
- 五 従事する業務
- 六 賃金計算期間
- 七 労働日數
- 八 労働時間數
- 九 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働

させた場合又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数の基本給、手當その他賃金の種類毎にその額

十一 法第二十四條第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額

前項第九號の労働時間数は、當該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間数を以てこれに代へることが出来る。

第一項第十號の賃金の種類中に通貨以外のもので支拂われる賃金がある場合には、その評價總額を記入しなければならない。

日日雇ひ入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については、第一

項第三號、第四號及び第六號は記入することを要しない。

法第四十一條各號の一に該當する労働者については、第一項第八號及び第九號は、これを記入することを要しない。

第五十五條 法第八條の規定による賃金臺帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引續き使用される日々雇ひ入れられる者を含む）については様式第二十號日日雇ひ入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については様式第二十一號によつて、これを調製しなければならない。但し、使用者が様式第二十二號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

た場合には、異なる様式を用いることが出来る。

第五十六條 法第九條の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次の通りとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡退職又は解雇の日
- 二 賃金臺帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入、解雇又は退職に関する書類については、労働者の解雇、退職又は死亡の日
- 四 災害補償に関する書類については、災害補償を終つた日
- 五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

第五十七條 使用者は、次の各號の一に該當する事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 法第八條に該當するに至つた場合（様式第二十三號）
- 二 賃金その他金品の返還に關して争がある場合（様式第二十四號）
- 三 毎週一回の休日を與える代りに四週間を通じて四日以上以上の休日を與える場合（様式第二十五號）
- 四 労働者が就業中又は事業場若しくは寄宿舎その他の附屬建物内で負傷し、窒息し、又は急性中毒にかつた場合で、死亡し又は療養のため三日以上の休業を要する見込の場合（事故發生當時休業三日以内の見込の者が療養のため三日以上休業した場合を含む。）（様式第二十六號）
- 五 分割補償を行うとする場合（様式第二十七號）

- 六 分割補償を開始した後に残余の補償額を一時に支拂う場合（様式第二十八號）
- 七 災害補償に關して争がある場合（様式第二十九號）
- 八 元請負人が書面による契約で下請負人に補償の義務を引き受けさせた場合（様式第三十號）
- 九 労働協約を締結し又は變更した場合（様式第三十一號）
- 十 労働者名簿、賃金臺帳その他労働關係に關して保存を要する重要な書類を滅失した場合（様式第三十二號）

第五十八條 使用者は、次の各號に掲げる事項について、毎年一回それぞれに定める様式によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 適用事業の現狀に關する事項（様式第二十三號）
 - 二 歸郷旅費に關する事項（様式第三十三號）
 - 三 貯蓄金管理に關する事項（様式第三十四號）
 - 四 使用證明の發給に關する事項（様式第三十五號）
 - 五 法第二十六條による休業手當の支給に關する事項（様式第三十六號）
 - 六 最低賃金の除外に關する事項（様式第三十七號）
 - 七 年次有給休暇に關する事項（様式第三十八號）
 - 八 災害補償の實施に關する事項（様式第三十九號）
 - 九 制裁に關する事項（様式第四十號）
- 第五十九條 労働基準法及びこの省令に基く許可認可及び認定の申請書は、各々二通これを提出し

なければならない。

附 則

第六十條 この省令は昭和二十二年九月一日からこれを施行する。

第六十一條 この省令施行前に通貨以外のもので支拂われた賃金で法第十二條第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價については、この省令施行後定めた労働協約を準用する。但し労働協約によつて別段の定めをした場合には、その定めによる。

第六十二條 第二十九條及第三十條の規定は、この省令施行の日から一年以内に限り、監獄官吏、又は矯正院教官にこれを準用する。

第六十三條 工場法又は鑛業法に基いて調製した従前の様式による名簿を使用する使用者は、新たに名簿を調製するまでこれを第五十三條の労働者名簿に代えることができる。

第六十四條 この省令施行の際、現に労働協約を締結している使用者は、この省令施行の日から六箇月以内に様式第三十一號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

別表第一

身体障害等級表

等級	身体障害
第一級 (労働基準法第十二條の平均賃金の三、四〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 兩上肢を肘關節以上で失つたもの 七 兩上肢の用を全廢したもの 八 兩下肢を膝關節以上で失つたもの 九 兩下肢の用を全廢したもの
第二級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一、九〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し他眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二 兩眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 三 兩上肢を肘關節以上で失つたもの 四 兩下肢を膝關節以上で失つたもの

第三級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一、〇五〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し他眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し終身勞務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身勞務に服することができないもの 五 十指を失つたもの
第四級 (労働基準法第十二條の平均賃金の九二〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 兩眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能を著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他に因り兩耳を全く聾したもの 四 一上肢を肘關節以上で失つたもの 五 一下肢を膝關節以上で失つたもの 六 十指の用を廢したもの 七 兩足をリスフラン關節以上で失つたもの
第五級 (労働基準法第十二條の平均賃金の七九〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し他眼の視力が〇、一以下になつたもの 二 一上肢を腕關節以上で失つたもの 三 一下肢を足關節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廢したもの 五 一下肢の用を全廢したもの

第六級

(労働基準法第十二條の平均賃金の六七〇日分)

六十趾を失つたもの

- 一 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの
- 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 三 鼓膜の大部分の欠損その他に因り兩耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの
- 四 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの
- 五 一上肢の三大關節中の二關節の用を廢したものの
- 六 一下肢の三大關節中の二關節の用を廢したものの
- 七 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指を失つたもの

第七級

(労働基準法第十二條の平均賃金の五六〇日分)

- 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 二 鼓膜の中等度の欠損その他に因り兩耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の語聲を解することができないもの
- 三 精神に障害を残し輕易な勞務の他服することができないもの
- 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し輕易な勞務の他服することができないもの
- 五 一手の拇指及び示指を失つたもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失つたもの
- 六 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廢したものの

第八級

(労働基準法第十二條の平均賃金の四五〇日分)

- 七 一足をリスフラン關節以上で失つたもの
- 八 十趾の用を廢したものの
- 九 女子の外貌に著しい醜狀を残すもの
- 十 兩側の睾丸を失つたもの

- 一 一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
- 二 脊柱に運動障害を残すもの
- 三 神経系統の機能に著しい障害を残し輕易な勞務の外服することができないもの
- 四 一手の拇指を併せ二指を失つたもの
- 五 一手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ三指以上の用を廢したものの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したものの
- 七 一上肢の三大關節中の十關節の用を廢したものの
- 八 一下肢の三大關節中の一關節の用を廢したものの
- 九 一上肢に假關節を残すもの
- 十 一下肢に假關節を残すもの
- 十一 一足の五趾を失つたもの
- 十二 脾臟又は一側の腎臟を失つたもの

第九級
（労働基準法第十二條の平均賃金の三五〇日分）

- 一 兩眼の視力が〇、六以下になつたもの
- 二 一眼の視力が〇、〇六以下になつたもの
- 三 兩眼に半盲症、視野狭窄又は視野變狀を残すもの
- 四 兩眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの
- 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 鼓膜の全部の欠損その他に因り一耳を全く聾したるもの
- 八 一手の拇指を失つたもの、示指を併せ二指を失つたもの又は拇指及び示指以外の三指を失つたもの
- 九 一手の拇指を併せ二指の用を廢したるもの
- 十 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの
- 十一 一足の五趾の用を廢したるもの
- 十二 生殖器に著しい障害を残すもの

第十級
（労働基準法第十二條の平均賃金の二七〇日分）

- 一 一眼の視力が〇、一以下になつたもの
- 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 三 十四齒以上に對し齒科補綴を加えたもの
- 四 鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの
- 五 一手の示指を失つたもの又は拇指及び示指以外の二指を失つたもの
- 六 一手の拇指の用を廢したるもの、示指を併せ二指の用を廢したるもの又は拇指及び示指以外の三指の用を廢したるもの
- 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したるもの
- 八 一足の第一趾又は他の四趾を失つたもの
- 九 一上肢の三大關節の一關節の機能に著しい障害を残すもの
- 十 一下肢の三大關節の中の一關節の機能に著しい障害を残すもの

第十一級
（労働基準法第十二條の平均賃金の二〇〇日分）

- 一 兩眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- 二 兩眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの
- 三 一眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの
- 四 鼓膜の中等度の欠損その他に因り一耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の語聲を解する事ができないもの
- 五 脊柱に畸形を残すもの
- 六 一手の中指又は環指を失つたもの
- 七 一手の示指の用を廢したるもの又は拇指及び示指以外の二指の用を廢したるもの
- 八 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廢したるもの
- 九 胸腹部臓器に障害を残すもの

第十二級
（労働基準法第十二條の平均賃金の四〇日分）

- 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- 二 一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの
- 三 七齒以上に對し齒科補綴を加へたもの
- 四 一耳の耳殻の大部分を損じたもの
- 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの
- 六 一上肢の三大關節中の一關節の機能に障害を残すもの
- 七 一下肢の三大關節中の一關節の機能に障害を残すもの
- 八 長管骨に畸形を残すもの
- 九 一手の中指又は環指の用を廢したもの
- 十 一足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの
- 十一 一足の第一趾又は他の四趾の用を廢したもの
- 十二 局部に頑固な神経症状を残すもの
- 十三 男子の外貌に著しい醜狀を残すもの
- 十四 女子の外貌に醜狀を残すもの

第十三級
（労働基準法第十二條の平均賃金の九〇日分）

- 一 一眼の視力が〇、六以下になつたもの
- 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野變狀を残すもの
- 三 兩眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 四 一手の小指を失つたもの
- 五 一手の拇指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の示指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの
- 十 一足の第二趾の用を廢したもの、第二趾を併せ二趾の用を廢したものと又は第三趾以下の三趾の用を廢したもの

第十四級
（労働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分）

- 一 一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 二 三齒以上に對し齒科補綴を加へたもの
- 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 五 一手の小指の用を廢したもの
- 六 一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の拇指及び示指以外の指の末關節を屈伸する事ができなくなつたもの
- 八 一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廢したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 十 男子の外貌に醜狀を残すもの

備考

- 一 視力の測定は万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 指を失つたものとは拇指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものは指の末節の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（拇指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾を失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五 趾の用を廢したものは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末關節以上を失つたもの又は趾關節若しくは第一趾關節（第一趾にあつては趾關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表 第二

分割補償の殘餘額一時拂表

種別	區分	等級	支					拂					高				
			同上	二年分のとき	同上	三年分のとき	同上	四年分のとき	同上	五年分のとき	同上	二年分のとき	同上	三年分のとき	同上	四年分のとき	同上
		第一級	一、一三二日分	九一九日分	六九九日分	四七三日分	二四〇日分	一、〇〇五日分	八一五日分	六一一日分	四二〇日分	二一三日分	一、〇〇五日分	八一五日分	六一一日分	四二〇日分	二一三日分
		第二級	八八七日分	七二〇日分	五四八日分	三七一日分	一八八日分	七七四日分	六二八日分	四七八日分	三三三日分	一六四日分	七七四日分	六二八日分	四七八日分	三三三日分	一六四日分
		第三級	五六六日分	五四四日分	四一四日分	二八〇日分	一四二日分	四七二日分	三七七日分	二三七日分	一三〇日分	六六日分	四七二日分	三七七日分	二三七日分	一三〇日分	六六日分
		第四級	三七七日分	三〇六日分	二二三日分	一五八日分	一〇〇日分	二九七日分	二二二日分	一六四日分	一〇〇日分	六六日分	二九七日分	二二二日分	一六四日分	一〇〇日分	六六日分
		第五級	二九七日分	二四一日分	一八四日分	一三四日分	九五日分	二二六日分	一七〇日分	一二八日分	八四日分	四八日分	二二六日分	一七〇日分	一二八日分	八四日分	四八日分
		第六級	二二六日分	一八四日分	一四〇日分	九五日分	七一日分	一七〇日分	一三〇日分	九七日分	七二日分	五二日分	一七〇日分	一三〇日分	九七日分	七二日分	五二日分
		第七級	一七〇日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分
		第八級	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分
		第九級	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分
		第一〇級	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	四九日分	二六日分	一三八日分	一〇五日分
		第一級	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分
		第二級	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分	七五日分
		第三級	四二日分	三二日分	二六日分	一八日分	九日分	四二日分	三二日分	二六日分	一八日分	九日分	四二日分	三二日分	二六日分	一八日分	九日分
		第四級	八四九日分	六八九日分	五二四日分	三五五日分	一八〇日分	八四九日分	六八九日分	五二四日分	三五五日分	一八〇日分	八四九日分	六八九日分	五二四日分	三五五日分	一八〇日分

遺族補償	障害補償
第一級	第一級
第二級	第二級
第三級	第三級
第四級	第四級
第五級	第五級
第六級	第六級
第七級	第七級
第八級	第八級
第九級	第九級
第一〇級	第一〇級
第一級	第一級
第二級	第二級
第三級	第三級
第四級	第四級

様式第一號

貯蓄金管理認可申請書

事業の種類	事業の名稱		事業の所在地	
	保管の 方法	区分 事業預金の 右以外の場合	預金先の名稱	預金人の名義
返還の 方法	返還に要する期間	返還の 態様	利率	計算方法
管理の状況を周知させる方法				
参考事項				

年 月 日

使用者

職

氏

名

◎

労働基準監督署長殿

記載心得

一 事業の種類は工業にあつては工業分類(中分類)によりその他の事業にあつてはなるべく詳

- 二 細に事業の内容を記入すること
- 三 預金人の名義は、個人別預金の場合はその旨を一括預金の場合には名義人の職氏名を記入すること
- 四 計算方法は、利息計算についての期間その他の方法を記入すること
- 五 返還の態様は現金、小切手通帳等の別を記入すること
- 六 参考事項は、事業預金以外の場合についての、定期、當座の別其他必要な事項を記入すること

様式第二號

解雇制限除外認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
事由 天災事變 その他の事由	態様	事業の繼續が不可能となつた具体的事情
除外を受けんとする労働者の範囲	産前産後の女子 法第二十條第一項但書前段の事由に基き即時解雇せんとする者	男子 人女子 人計 人

年 月 日

使用者

職

氏

名

Ⓜ

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は工業にあつては工業分類（中分類）によりその他の事業にあつてはなるべく詳しく詳細に事業の内容を記入すること

様式第三號

解雇豫告除外認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の種類	平均賃金額	労働者の責に歸すべき事由
労働者の氏名	性別	生年月日	雇入年月日	

年 月 日

使用者

職

氏

名

Ⓜ

労働基準監督署長殿

記載心得

一 事業の種類は工業にあつては工業分類（中分類）によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること

二 労働者の責に歸すべき事由は具體的詳細に記入すること

様式第四號

精神又は身体の障害による最低賃金除外認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一、労働者の氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務の種類
- 三、精神又は身体障害の態様
- 四、最低賃金額
- 五、支拂おうとする賃金額
- 六、その他参考となるべき事項

年 月 日

使用者

職

氏

名

Ⓜ

労働基準監督署長殿

記載心得

一 事業の種類は工業にあつては工業分類（中分類）によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること

二 従事せしめようとする業務の種類及び精神又は身体障害の態様は當該労働者の障害が作業に及ぼす程度を明にする如く詳細に記入すること

三 従前最低賃金除外の認定を受けたことがある労働者についてはその他参考となるべき事項欄に其の概要を記載すること

様式第五號の一

試の使用期間中の者についての最低賃金除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一 労働者氏名、性別、生年月日
- 二 従事せしめようとする業務
- 三 試の使用期間
- 四 最低賃金額
- 五 支拂おうとする賃金額
- 六 最低賃金除外を必要とする理由

年 月 日

使用者 職 氏 名 ①

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は工業にあつては、工業分類（中分類）によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること

様式第五號二

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外許可申請書（個人許可）

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一 労働者の氏名性別、生年月日
- 二 従事せしめようとする業務の種類
- 三 當該労働者の所定労働時間
- 四 所定労働時間短縮の事由
- 五 最低賃金額
- 六 支拂おうとする賃金額

年 月 日

使用者 職 氏 名 ①

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること

様式第五號の三

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外申請書(包括許可)

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一 最低賃金を下る賃金を支拂おうとする労働者の範囲及び申請時における労働者数
- 二 所定労働時間
- 三 前號の所定労働時間を定めた理由
- 四 支給しようとする賃金の最低額

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては、工業分類(中分類)によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること
- 二 第一號の範囲は作業場、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること
- 三 第四號に關する定めは、性別、年齢、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること

様式第六號

非常災害等の事由による労働時間延長許可申請書届

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	事由發生年月日	延長時間
		業務の種類
		男 女 計
		労働者数

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては、工業分類(中分類)によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること
- 二 延長時間は一回限りのものについてはその始期、終期を記入することとし数日に亘るものについては各日の延長時間を記入すること
- 三 期間は数日に亘る場合にのみ記入すること

様式第五號の三

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外申請書(包括許可)

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一 最低賃金を下る賃金を支拂おうとする労働者の範囲及び申請時における労働者数
- 二 所定労働時間
- 三 前號の所定労働時間を定めた理由
- 四 支給しようとする賃金の最低額

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては、工業分類(中分類)によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること
- 二 第一號の範囲は作業場、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること
- 三 第四號に關する定めは、性別、年齢、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること

様式第六號

非常災害等の事由による労働時間延長許可申請書届

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	事由発生年月日	延長時間
		期間
		業務の種類
	男	労働者
	女	計
		数

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては、工業分類(中分類)によりその他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること
- 二 延長時間は一回限りのものについてはその始期、終期を記入することとし數日に亘るものについては各日の延長時間を記入すること
- 三 期間は數日に亘る場合にのみ記入すること

様式第七號

代休附與命令書

事業の名稱
事業の所在地
使用者職氏名

右の者に對して

年 月

日届出の労働時間の延長を不適當と認

め次の休日と與えるべきことを命ずる

休 憩 時 間
休 日

(不適當と認める理由)

年 月 日

労働基準監督署長 ㊟

四〇

541917

様式第八號

一せい休憩除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一 休憩時間を一せいに與えることの出来ない事由
- 二 業務の種類
- 三 始業及び終業の時刻
- 四 休憩時間及びその與え方並に該當労働者の員數
- 五 期間

年 月 日

使用者 職 氏 名 ㊟

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては工業分類(中分類)によりその他の事業にあつては事業の内容を詳細に記入すること
- 二 期間は一年以内とすること

四一

様式第九號の一
年 月 日

事業の種類
事業の名稱
事業の所在地

労働基準監督署長殿

使用者

職

氏

名

名

労働基準法第三十六條の規定に基いて、左のように協定したから御届する

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類	労働者員数		所定労働時間	八時間を超える 延長時間	延長の場合における始業、 終業の時刻及び休憩時間 期間
	男	女			

協定成立年月日
右の通り時間外労働をすることを協定した。

使用者

職

氏

名

名

記載心得
事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第九號の二
年 月 日

事業の種類
事業の名稱
事業の所在地

労働基準監督署長殿

使用者

職

氏

名

名

労働基準法第三十六條の規定に基いて、左のように協定したから御届ける

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類	労働者員数	所定休日	始業及終業時間	休憩時間	期間

協定成立年月日
右の通り休日労働をすることを協定した

使用者

職

氏

名

名

記載心得
一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること
二、所定休日には協定によつて労働すべき休日を記入すること。

様式第十號 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
総員數	一回の宿直員數	宿直勤務の開始及び終了時刻
就寝設備	一定期間における一人の宿直回数	一回の宿直手當
勤務の様態	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における一人の日直回数
日直	総員數	一回の日直員數
直	勤務の様態	一回の日直手當

記載心得 労働基準監督署長殿
 事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること

年 月 日 使用者 職 氏 名 ㊦

様式第十一號

集團入坑の場合の時間計算特例許可申請書

種 類	事業の名稱	事業の所在地
業務の種類	就業の場所	一回の員數 入坑に要する時間

年 月

使用者 職 氏 名 ㊦

労働基準監督署長殿

様式第十二号

特殊日勤許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
特殊日勤の勤務に就く者の員数		
業務の種類		
業務の移動		

四六

年 月 日

使用者 職 氏 名 ㊦

労働基準監督署長殿

記載心得 一、事業の種類は道路、鐵道、軌道の別、旅客又は貨物の別が解るやうになるべく詳細に記入すること。
二、勤務の様子は始業終業の時刻、交替制の有無、労働の繁閑を詳細に記入し、勤務表を添付すること。

様式第十三号

休憩除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
休憩を除外しようとする者の員数		
業務の種類		
休憩を興へないで労働させる最長時間		
乗務する列車の區間		
業務の移動		

年 月 日

使用者 職 氏 名 ㊦

労働基準監督署長殿

記載心得 一、事業の種類はなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
二、勤務の様子は事務の取扱量、労働の繁閑その他を記入すること。
三、乗務する列車の區間は施行規則第二十八條に掲げるものについては、記入しないこと。

四七

様式第十四號

監視 断続的労働 に従事する者に對する適用除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
業務の種類	員數	労働の種別
監視		
断続的労働		

年 月 日

住 所

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 ⑩

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、労働の態様は始業終業の時刻、断続の状況等を詳細に記入すること。

様式第十五號

業務傷病に関する重大過失認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働者の氏名	生年月日	性別
負傷疾病の別	発生年月日	業務の種類
重大過失と認められる理由	傷部の部位	就業の場所
	病 状	雇入年月日
		負傷し又は疾病にかゝつた場合

事實を證明する書面は別添の通りである

年 月 日

使用者

職 氏

名 ⑩

労働基準監督署長殿

記載心得

事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第十六號

就業規則變更届

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
別添の通り		
一、就業規則 又は其の變更事項		
二、意見の聴取年月日		
三、意見書		

年 月 日

使用者 職 氏 名 ④

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、別添の意見書には、賛否の詳細を記載し、労働者代表に署名捺印させること。

様式第十七號

就業規則變更命令書

事業の名稱
事業の所在地
使用者氏名

右の者に對し、労働基準法第九十二條第二項の規定により、その就業規則の中次の事項について變更すべきことを命ずる。

一、

(變更を命ずる理由)

年 月 日

労働基準監督署長 ④

様式第十八號

表

労働基準監督官證票	第 號 昭和 年 月 日 交付
労働基準監督官	氏 名

(横) 十センチメートル
八センチメートル

醫師たる労働基準監督官については氏名の左側に醫師免許番號を記入する

勞働基準法 第一百一條 勞働基準監督官は、事業場寄宿舎その他の附屬建築物に臨検し、帳簿及書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。醫師たる勞働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかゝつた疑のある労働者の検診をすることができる。

勞働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を収去することができる。

前三項の場合において、勞働基準監督官は、その身分を證明する證據を携提しなければならぬ。

勞働基準法 第一百二條 勞働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

勞働基準法 第一百三條 労働者を就業させる事業の建築物、寄宿舎その他の附屬建築物、設備、原料又は材料が、安全及び衛生に對して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、勞働基準監督官は、第五十五條の規定による行政官廳の権限を即時に行ふことができる。

勞働基準法 第一百四條 第一條の規定による勞働基準監督官の臨検、検診、若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者は五千圓以下の罰金に處する。

様式第十九號

勞働者名簿

性別 氏名	生年 月日	從事する 業務の 種類	本籍	住所	雇入 年月日	更新年月日	契約期間	他のそ 他	解雇 年月日	職は 事由	履歴	死亡 年月日	原因

記載心得

- 一、雇入れの、その他の欄には雇入の際の健康診断の結果の労働者の健康の保持のために留意すべき事項等を記入すること。
- 二、雑欄には、労働者が同一日に他の事業場にも就業する場合に於ける他の事業場の労働時間、労働者が遺族補償を受けるべきものを豫告した場合におけるその者の氏名、住所、労働者との續柄及び豫告の年月日その他使用者が必要と認める事項を記入すること。

賃金計算方法 最近一ヶ月支拂賃金総額			
敷地建物 敷地面積 建物棟数及び延坪数			
主要な機械その他 事業の附属施設			
その他の施設	所在地	棟数及び延坪数	収容能力
	食堂	炊事施設	
	浴場	消火施設	
	住宅	その他	
労働者災害補償保険加入年月日			

年 月 日 使用者 職 氏 名 ①
 労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業においては、工業分類（中分類）により、その他の事業にありては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、事業の内容は、主要生産物その他を事業の内容を明瞭に理解出来るやう記入すること。
- 三、経営の形態は、個人経営、組合経営、会社経営等の如く記入し、会社その他の場合には、資本金額を記入すること。
- 四、二以上の労働基準監督署の管轄区域に亘つて事業場をする事業については、それぞれの労働基準監督署長に對してこの報告を提出すること。
- 五、坑内労働者を使用する場合は労働者数の欄にその数を括弧して記入すること。

- 六、労働時間、休憩、休日、休暇は概要を記入すること。
- 七、賃金については賃金の形態、種類、賃金締切期間、支拂期等を記入すること。
- 八、賃金締切期間及び賃金支拂日について二以上の定めがある場合には、最も多数の労働者に對する定めを記入すること。
- 九、賃金計算方法は月給、週給、日給、時給出来高給又は歩合給等の別を記入すること。
- 十、賃金計算方法が二以上の方法を併用している場合には、その方法を列挙すること。
- 十一、支拂賃金の総額には、實物給與その他の利益の評価額を算定すること。
- 十二、規則第五十八條第一號の適用事業の現狀に關する事項の報告については、四月一日現在で作成し同月三十日までに提出すること。

様式第二十四號

金品返還に關する申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働者の氏名		死亡又は退職年月日
返還請求者氏名		請求年月日
争ひのある金品		
争ひの旨		

年 月 日

使用者

職 氏

名 氏

記載心得 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、其の他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

様式第二十五號

週休に関する特例報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

一、週休制を行わない事由

二、業務の種類

三、期間

四、休日の配置及該當労働者の員數

年 月 日

使用者

職 氏

名 氏

記載心得 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、其の他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

様式第二十六號

労働者死傷報告

事業の種類	事業の名稱		事業の所在地	
	発生日時	発生場所	被害者作業開始時刻	
災害	氏名	性別	生年月日	業務の種類
死者	氏名	性別	生年月日	業務の種類
傷者	氏名	性別	生年月日	業務の種類
災害防止装置の状況				

年 月 日

使用者

職 氏

名 氏

労働基準監督署長殿

記載心得

一、事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、其の他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

- 二、災害発生場所に就いては、災害の発生した場所で行われる作業の性質を明かにする様に記入すること。
 - 三、災害の原因及び発生状況の欄には、災害発生前の被害者の動作、災害発生時の位置、災害が機械又は設備によつて発生した場合には、その大きさ、総力、高さ、圧力、電圧又は温度其の他災害の原因及び状況を明かにするに必要な事項をも記入すること。
 - 四、災害の原因及発生状況又は危害防止装置の状況に關しては、なるべく見取圖を添付すること。
- 様式第二十七號の一

障害補償額分割拂報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
補償をうけるべきもの	氏名 年令	住 所
補償の方法	障害等級	平均賃金
		毎年の支拂金額
		負傷又は疾病のおつた年月日
		分割開始の年月日

同意を證明する書面は、別添の通りである

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得 事業の種類は、工業にありては工業分類（中分類）その他の事業にありては、なるべく詳式に事業の内容を記入すること。

様式第二十七號の一

遺族補償額分割拂報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
補償を受けらるべき者	氏名 年令	死亡した労働者との続柄 住 所
補償の方法	平均賃金	毎年の支拂金額
		死亡年月日
		分割開始の年月日

同意を證明する書面は別添の通りである

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第二十八號の一

障害補償分割拂戻額繰上拂報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
補償を受け るべき者	氏名 年令	住 所
補償の方法	障害等級	平均賃金
	既往の分割額	補償額
	同額金額	繰上拂
	金額	支拂年月日

同意を證明する書面は、別添の通りである

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第二十八號の二

遺族補償分割拂戻額繰上拂報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
補償を受け るべき者	氏名 年令	住 所
補償の方法	平均賃金	既往の分割額
	回数	金額
	年分	繰上拂
	金額	支拂年月日

同意を證明する書面は、別添の通りである

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)によりその他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること

様式第二十九號

災害補償に関する争報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

様式第三十一號

労働協約締結(變更)報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働協約締結又は變更の年月日		
労働協約締結又は變更の効力發生年月日		
労働協約適用労働者數		
労働協約不適用労働者數		
労働協約寫別添の通り		

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類(中分類)を、其の他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

様式第三十二號

重要書類滅失報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
書類の名稱	保存を要する最終の日	保存責任者 職 氏 名
滅失の原因	滅失年月日	滅失場所

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を詳細に記入すること。
二、現に使用中の書類を滅失した場合には、保存を要する最終年月日欄にその旨を記入すること。

歸郷旅費報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	歸郷旅費の種類				件数	金額
			法第十五條に基く歸郷旅費	法第十八條に基く歸郷旅費	男子	女子		
			男子	女子	十八才未満			
			その他の場合					
			記事					

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 ④

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、此報告は一月一日から十二月三十一日分について作製し、翌年一月三十一日迄に提出する事。
- 三、その他の場合に包含する事由の概略を記事欄に記入すること。
- 四、この報告には、療養に包含される歸郷旅費を記入しないこと。

貯蓄金管理報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	種類			一人當り最高金額
			事業預金	郵便貯金	銀行預金	
			預金者数	金額		
			その他の金			
			記事			

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 ④

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は一月一日現在で作製し、同月末日迄に提出すること。

様式第三十五號

使用證明發給報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
使用證明發行數		

年 月 日

使用者 職 氏 名 〇

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業については工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は一月一日から十二月三十一日迄の分について作製し、翌年一月三十一日迄に提出すること。

様式第三十六號

法第三十六條の休業手當支給報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	休業の時期		支給労働者數	支給金額
			休業の事由			
計						

年 月 日

使用者 職 氏 名 〇

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は一月一日から十二月三十一日迄の分について作製し、翌年一月三十一日迄に提出すること。
- 三、休業の時期については、何月何日より何月何日までと記入すること。

最低賃金除外労働者数報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
除外理由	労働者数	
法第三十一条第一號の場合		
法第三十一条第二號の場合		
法第三十一条第三號の試の使用期間中の場合		
法第三十一条第三號の所定労働時間が特に短い場合		

年 月 日

使用者

職

氏

名

◎

労働基準監督署長殿

記載心得 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入すること。
 二、この報告は一月一日から十二月三十一日迄の分について作成し、翌年一月一日までに提出すること。

年次有給休暇報告書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
該管労働者数	與えるべき總日数	與えた者の数
請求された時季	與えた總日数	
請求された時季	自十二月—至二月	自三月—至五月
請求された時季	自六月—至八月	自九月—至十一月
請求された時季を變更して與へた件数		

年 月 日

使用者

職

氏

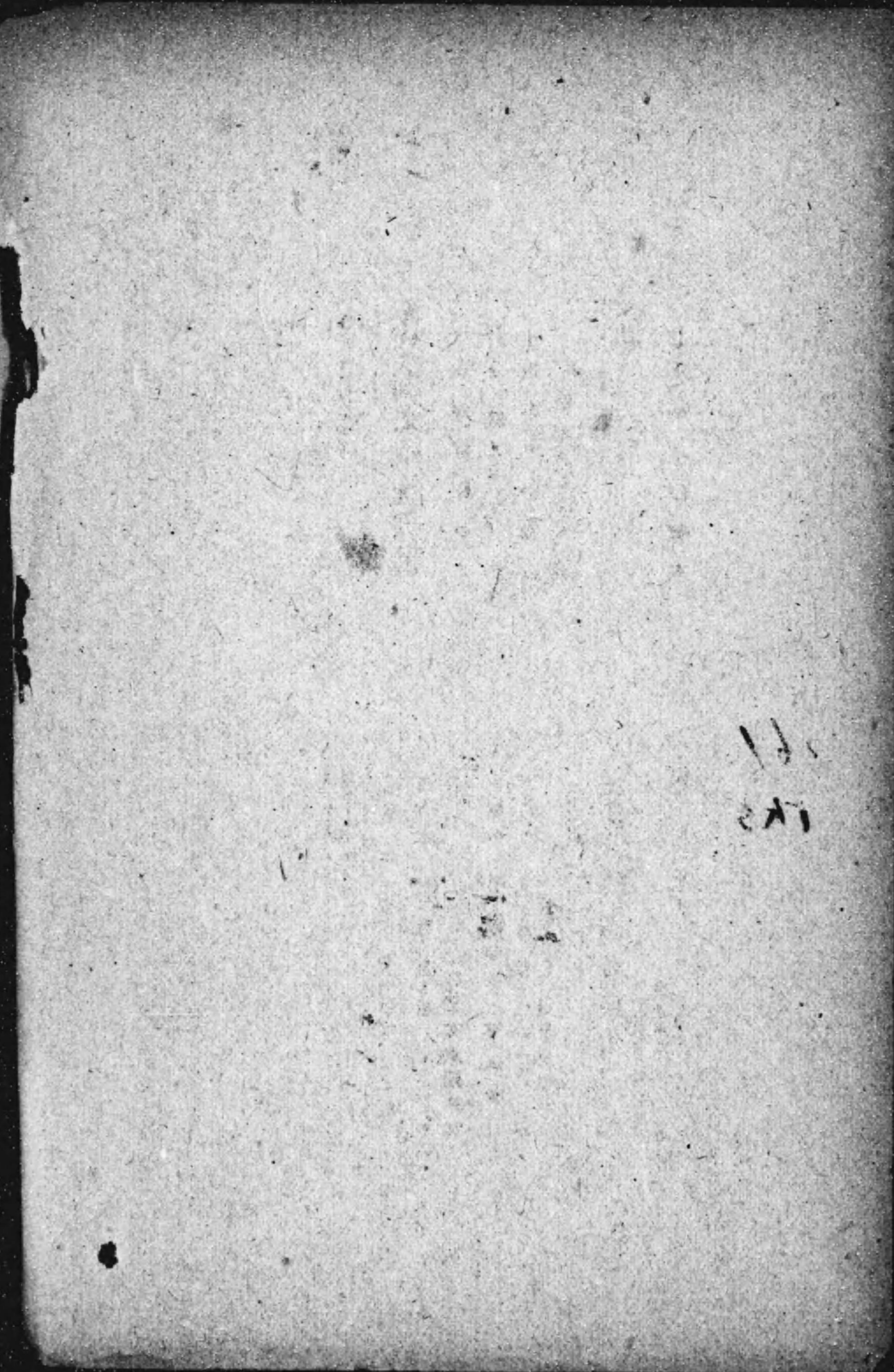
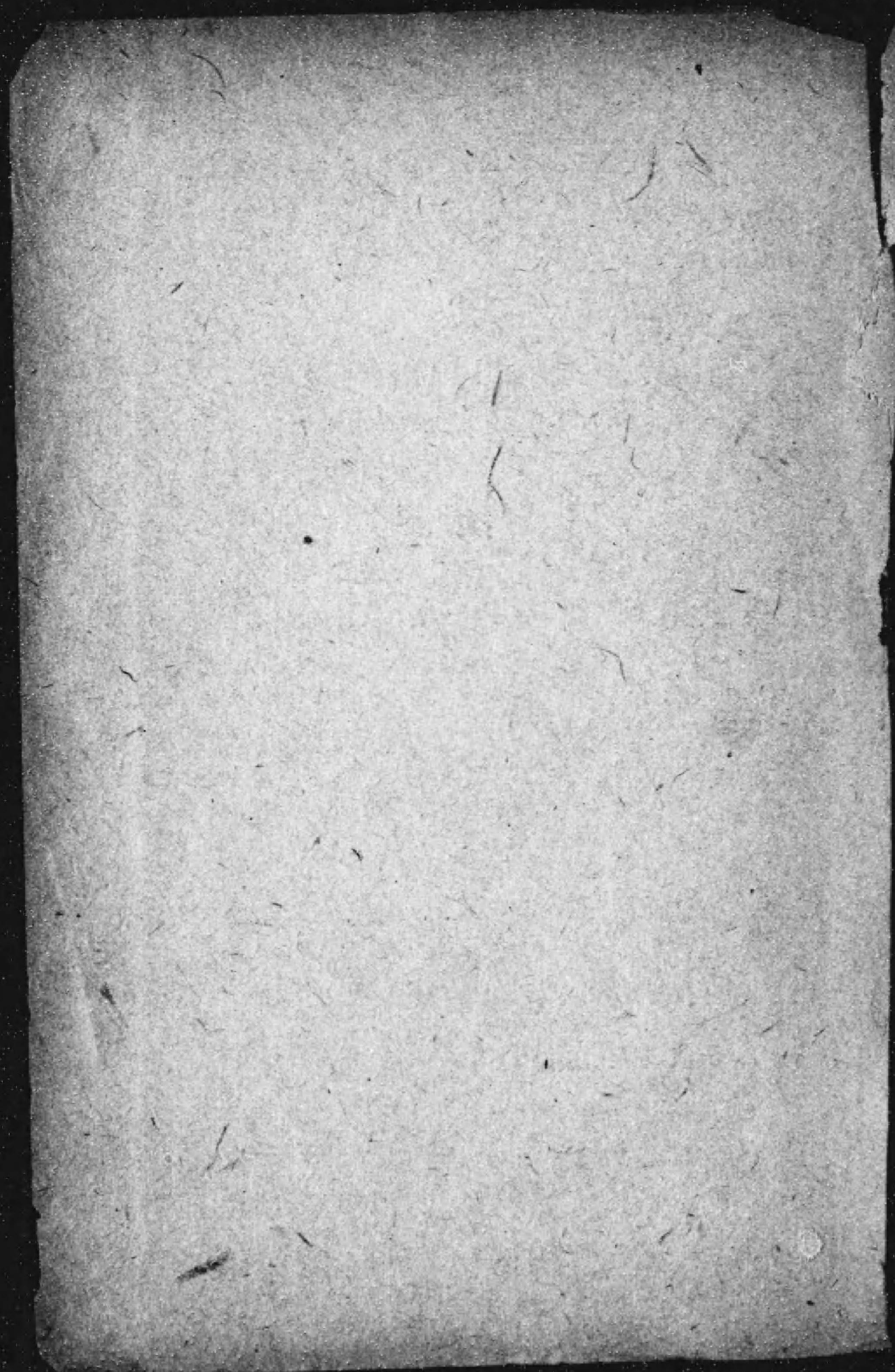
名

◎

労働基準監督署長殿

記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては事業の内容を詳細に記入すること。
 二、この報告は一月一日から十二月三十一日までの分について作製し、翌年一月三十一日迄に提出しなければならない。
 三、請求された時期は、規則第三十一条によつて使用者が聽いた場合の請求について記入すること。



366
47

¥17.00